

消費者行政レポート

2021



広げよう 心のバリアフリー

国土交通省 中国運輸局

はじめに

わが国においては、急速な少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルスの影響により、本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継いで、高齢者や障害者等をはじめとして誰もが安心して日常生活を送ることができる共生社会の実現が引き続き求められています。

こうした中で、令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、国土交通省は、この改正バリアフリー法に基づき、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」に係る施策等を強化し、高齢者、障害者等を含むすべての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備し、共生社会の実現に向けて、より一層取り組んで参ります。

中国運輸局においても、交通関連のご意見、ご要望等を受け付ける「行政相談窓口」を開設するとともに、「バリアフリー等地域連絡会議」の開催、また、令和元年度からは「移動等円滑化評価会議中国分科会」を開催し、利用者ニーズを把握し、自治体等と連携して公共交通等の利便性向上に努めています。また、「バリアフリー教室」、「バス・電車の乗り方教室」、「交通安全教室」などを開催し、公共交通の役割や大切さを学び、利用の習慣化を形成するための取組や、誰もが気持ちよく利用できる公共交通を目指し公共交通マナーアップ啓発活動等を行っています。

この冊子は、中国運輸局が令和2年度に行ったバリアフリー化の推進や、公共交通の利用者利便向上のための活動（ただし、各公共交通事業者と連携したマナーアップキャンペーン及びバスの乗り方教室については、新型コロナウイルス感染症拡大により中止）、管内のバリアフリー化の現状や、交通関連行政相談の状況、公共交通事故被害者等支援の取組について取りまとめたものです。中国運輸局の施策についてご理解を頂くとともに、「公共交通利用促進」の一助となれば幸いです。

令和3年6月

中国運輸局交通政策部 バリアフリー推進課

消費者行政レポートは、中国運輸局ホームページにも掲載しております。

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/barrierfree.html>



〈目 次〉

利用者ニーズを把握し、利便性向上を目指します

- 1. 交通関連行政相談の状況 3
- 2. 優良事業者の積極的活用 5
- 3. 公共交通利用マナー向上の取り組み 6
- 4. 公共交通事故被害者等支援の取り組み 7

交通施設や心のバリアフリーを推進します

- 1. 交通バリアフリー化の現状概要 8
- 2. 移動等円滑化基本構想・移動等円滑化促進方針 15
- 3. バリアフリー教室の開催 16
- 4. バス・電車の乗り方や交通安全教室等の開催 17
- 5. 環境保全及び交通バリアフリー等局長表彰 18

地方自治体などと連携して取り組んでいます

- 1. 島根県と広島県にて「バリアフリー等地域連絡会議」を開催 20
- 2. バリアフリープロモーターの紹介 21
- 3. 障害者差別解消法について 23

～コラム～

- ヘルプマークをご存じですか？ 24

交通関連の行政相談窓口はこちらです

- 中国地方の交通関連行政相談窓口一覧 26



利用者ニーズを把握し、利便性向上を目指します

1.交通関連行政相談の状況

令和2年度 交通関連行政相談件数集計結果（中国運輸局全体）

I.概要

中国運輸局管内において、公共交通に関して利用者から寄せられる問い合わせ・意見・要望をとりまとめ、以下のおとり件数および内訳等の集計を行いました。

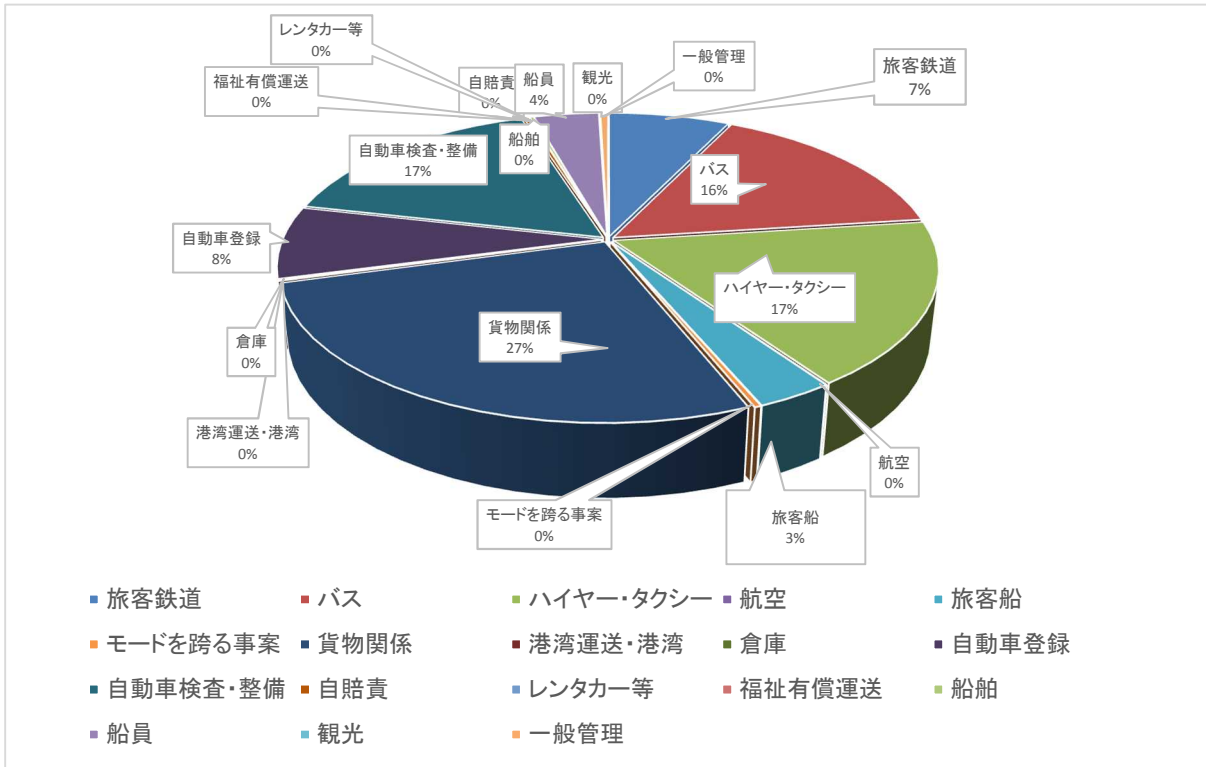
II. 受付事案の傾向および事案別件数

令和2年度に寄せられた交通関連の行政相談の総件数は、1,380件(前年度1,291件)であり、このうち意見・要望の件数は、811件（前年度716件）となっています。

種別		旅客 鉄道	バス	ハイ 一・タ ク シー	航空	旅客船	モード を跨る 事案	貨物 関係	港湾 運送・ 港湾	倉庫
問 い 合 わ せ	来訪	41	8	2	0	2	0	17	0	0
	電話	18	13	80	0	0	3	81	1	0
	文書等	6	5	4	0	0	1	6	0	0
	小計	65	26	86	0	2	4	104	1	0
意 見 要 望	来訪	3	5	2	0	0	0	12	0	1
	電話	23	148	117	0	7	0	199	0	0
	文書等	8	39	35	0	36	0	55	0	0
	小計	34	192	154	0	43	0	266	0	1
合 計		99	218	240	0	45	4	370	1	1

種別		自動車 登録	自動車 検査・ 整備	自賠償	レンタカ 一等	福祉有 償運送	船舶	船員	観光	一般管 理	合計
問 い 合 わ せ	来訪	7	33	0	0	0	0	11	0	0	121
	電話	56	103	0	1	0	1	37	0	0	394
	文書等	19	10	0	0	0	2	1	0	0	54
	小計	82	146	0	1	0	3	49	0	0	569
意 見 要 望	来訪	2	11	0	0	0	0	1	0	0	37
	電話	19	45	0	0	0	0	3	0	0	561
	文書等	3	26	4	0	0	0	0	1	6	213
	小計	24	82	4	0	0	0	4	1	6	811
合 計		106	228	4	1	0	3	53	1	6	1380

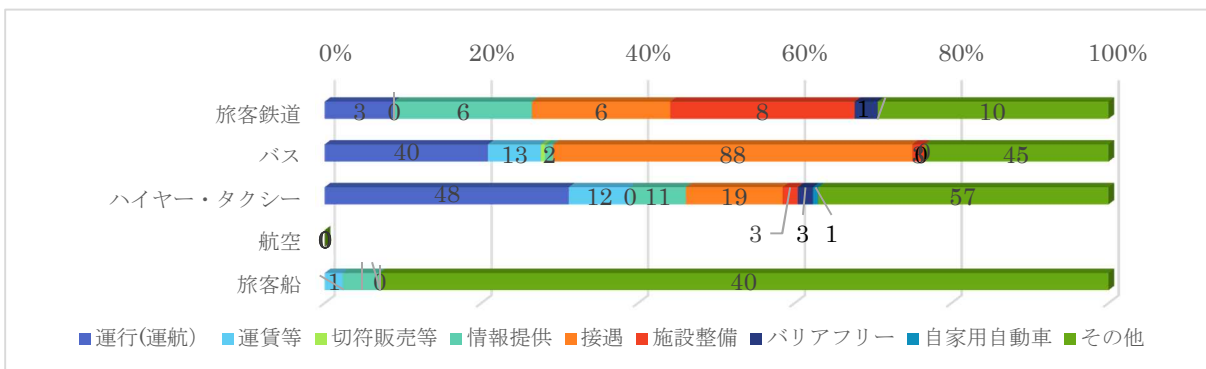
【交通関連行政相談件数（問い合わせ、意見・要望）】



Ⅲ. 各モードの意見・要望の内訳

区分	運行 (運航)	運賃等	切符 販売等	情報 提供	接遇	施設 整備	バリア フリー	自家用 自動車	その他	合計
旅客鉄道	3	0	0	6	6	8	1	0	10	34
バス	40	13	1	2	88	3	0	0	45	192
ハイヤー・タクシー	48	12	0	11	19	3	3	1	57	154
航空	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅客船	0	1	0	2	0	0	0	0	40	43
合計	91	26	1	21	113	14	4	1	152	423

【各モード（旅客輸送関係）の意見・要望の内訳】



2. 優良品業者の積極的活用

運輸事業において最も優先すべきは「安全・安心」であり、また、環境対策に積極的に取り組んで社会貢献を果たすのも運輸事業者の社会的使命です。

みんなで選ぶ優良品業者
～人や自然にやさしい会社～

こうした中、国や関係団体等において安全面、環境面等に関する様々な取り組みが行われ、その一環として優良な事業者を認定・認証する制度を実施しています。しかしながら、それらの認知度については十分とは言えない状況です。そこで、中国運輸局では、各種認定・認証制度について周知を図り、利用者の皆様に優良事業者の積極的利用を働きかける取組を行っています。

「みんなで選ぶ優良品業者」

各制度の概要・認定基準等については中国運輸局ホームページに掲載しております。

URL : <http://www.tbt.mlit.go.jp/chugoku/kousei/yuryou.html>



優良品個人タクシー事業者
認定制度



モーダルシフト取り組み
優良品業者公表制度



グリーン経営認証



貸切バス事業者
安全性評価認定制度



タクシーマナーアップ
宣言認定制度
(A-タクシー)



下関おもてなし
タクシー認定制度
(幸ふくタクシー)



優良トラックルーム
認定制度



貨物自動車運送事業
安全性評価事業
(Gマーク)



エコルールマーク
認定



エコシップマーク
認定制度



船員労働災害防止
優良品業者認定制度



船員災害防止協会
優良品会員認定制度



引越し事業者
優良品認定制度

3. 公共交通利用マナー向上の取り組み

公共交通における利用者側に起因する迷惑行為や暴力行為などの問題を解決するため、各地の主要駅や公共交通教室などのイベントの場で、事業者と連携して一般市民に対し公共交通を利用する際のマナーアップの呼びかけを行っています。

例年、入学や転勤によって公共交通利用者が増える4月に、各公共交通事業者等と連携し、中国5県で一斉にマナーアップキャンペーンを行い、各県の主要な旅客施設においてチラシ等の啓発グッズを配布し、利用者の方へ直接マナーアップを呼びかけています。

令和2年度はコロナの影響で中止となりました。



山口県



鳥取県



島根県



広島県



岡山県



【参考】各県の活動実績（平成31年4月）

広島県	4月10日 8:00~8:30	JR 広島駅	島根県	4月16日 7:15~8:10	JR 松江駅
	4月11日 16:45~17:15	広島港宇品旅客ターミナル			
	4月17日 16:45~17:15	広島バスセンター	岡山県	4月17日 7:30~	JR 岡山駅後楽園口（東口）及び運動公園口（西口）
	4月19日 8:00~8:30	アストラムライン新白鳥駅			
鳥取県	4月16日 7:15~8:10	JR 鳥取駅	山口県	4月23日 7:30~8:45	JR 防府駅
	4月17日 7:15~8:10				
	4月16日 7:35~8:00	JR 上道駅			

※島根県においては、JR 西日本米子支社が実施する「通学生マナーアップキャンペーン」と連携して取り組むものです。

4. 公共交通事故被害者等支援の取り組み

従来から、公共交通（バス、航空、鉄道、船舶など）による事故の被害者の方々から国に対して、事故状況や事故原因に関する情報提供、心のケアなどの支援のあり方を検討して欲しいという要望が寄せられていました。こうした声を受け、「公共交通における事故による被害者などへの支援のあり方検討会」で、国の役割の明確化が提言されました。平成 24 年 4 月、国土交通省に「公共交通事故被害者支援室」が開設され、公共交通事故被害者などに対する支援の常設窓口が設置されています。

◎平時における対応

・ 関係機関（警察、消防、医療機関、地方公共団体、日本赤十字社、被害者団体、「心のケア」専門家、犯罪被害者 NPO など）とのネットワーク構築

・ 交通事業者による被害者等支援計画の策定促進

◎事故発生直後の対応

・ 事故被害者の搬送先病院などにおいて支援活動、相談窓口の周知活動（**コンタクトカード***の配布）の実施

・ 常設の窓口のほか、必要に応じて事故現場の近くなどに相談窓口を設けて被害者からの相談・要望に対応

◎事故発生後の中期的対応

・ 窓口における被害者からの生活支援・経済支援・心身のケアに関する相談への対応およびコーディネート

・ 事故調査・安全対策等にかかる被害者などへの説明会の開催



※コンタクトカード

事故による被害者や家族に対して、相談窓口の連絡先等を速やかに伝達するツールとして本省相談窓口の連絡先を記した名刺サイズのカード

中国運輸局管内におけるコンタクトカード配布実績（3件）

H27.2.13 JR 山陽本線八人山踏切内衝突事故、H27.3.26 浜田自動車道貸切バス衝突事故、H30.3.27 周南市内路線バス車内事故

◎公共交通事故被害者等支援フォーラム

公共交通事故によって人々が苦痛や困難を感じることをないよう、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者支援計画の策定をより一層進めていく必要があります。

中国運輸局では、業界団体や事業者、一般の方を対象とした「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催し、安全対策や被害者支援についての国の取組の紹介などを行っています。令和 2 年度は、3月19日（金）に広島市で開催し、明石歩道橋犠牲者の会 会長 下村誠治氏の講演と、(独法)自動車事故対策機構広島主管支所 中谷玲子氏にご講演いただきました。

公共交通事故では、混乱のなかにある被害者の方々へ明確な相談先を紹介するなど「つなぎ役」として長く寄り添う被害者支援が期待されています。今後も情報提供と心身のケアを車の両輪とした「被害者の心に寄り添う支援」を心がけていきます。



交通施設や心のバリアフリーを推進します

1. 交通バリアフリー化の現状概要

バリアフリー法 基本方針での目標
＜2025 年度末までの達成目標＞

令和2年12月の「基本方針」改正により示された次期目標

○旅客施設(鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル)

- 一日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の施設から 2,000 人以上の施設に対象拡大
 - ・段差の解消
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - ・運行(運航)情報提供設備
 - ・障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実現する。(※「2,000 人以上 3,000 人未満/日」の鉄軌道駅・バスターミナルは地域において基本構想の生活関連施設に位置づけられた施設が対象)

○車両等(鉄軌道車両・乗合バス・貸切バス・タクシー・船舶)

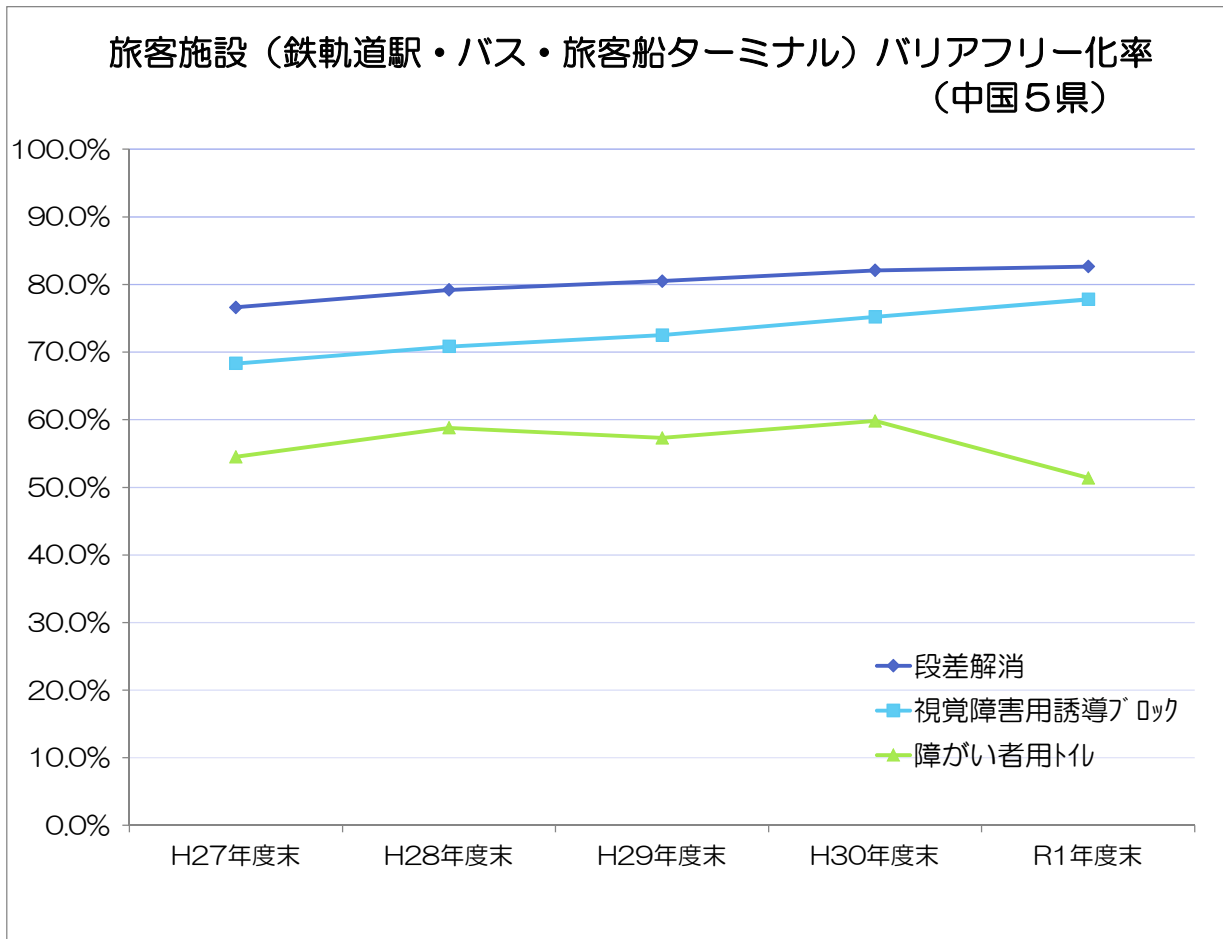
- ・鉄軌道車両:総車両数約 5 万 3,000 両の内約 70%をバリアフリー化
 - ・乗合バス車両:総車両数 5 万台の内約 80%をバリアフリー化
- 適用除外認定車両については 1 万台の内約 25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする
指定空港へ接続する運行系統の総数の約 50%をバリアフリー化車両で運行する
- ・貸切バス車両:約 2,100 台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入
 - ・タクシー車両:約 90,000 台の福祉タクシー(UD 車両含む)を導入
- 各都道府県における総車両数の約 25%について UD タクシーとする
- ・旅客船:総隻数 700 隻のうち約 60%をバリアフリー化

○移動等円滑化促進

- ・マスタープランの作成市町村数:約 350 自治体を目標とする(全市町村(約 1,740)の 2 割)
- ・基本構想の作成市町村数:約 450 自治体を目標とする(平均利用者数が 2,000 人以上の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約 730)の約6割に相当)

○「心のバリアフリー」の推進(共生社会の実現に向けたソフト面の目標)

- 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備
- ・「心のバリアフリー」の用語の認知度:約 50%を目標とする
 - ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合:原則 100%を目標



※1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上の旅客施設が対象（H23年度まで5,000人以上）

〔段差の解消〕

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準 （段差解消）に 適合している旅 客施設数
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
鉄軌道駅							
広島県	74.7%	77.5%	78.7%	80.0%	80.0%	90	72
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	89.3%	92.9%	92.9%	92.9%	92.9%	28	26
山口県	50.0%	50.0%	56.3%	62.5%	68.8%	16	11
小計	75.7%	78.4%	79.9%	81.4%	82.1%	140	115
バスターミナル							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
旅客船ターミナル							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3	3
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3	3
合計	76.6%	79.2%	80.5%	82.1%	82.6%	144	119

〔視覚障害者誘導用ブロックの設置〕

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準 (誘導用ブロック の設置)に適合 している旅客施 設数
	H27年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
鉄軌道駅							
広島県	58.9%	60.7%	62.8%	64.4%	66.7%	90	60
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	78.6%	85.7%	89.3%	92.9%	92.9%	28	26
山口県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16
小計	69.3%	71.9%	73.6%	75.7%	77.1%	140	108
バスターミナル							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
旅客船ターミナル							
広島県	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	100.0%	3	3
小計	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	100.0%	3	3
合計	68.3%	70.8%	72.5%	75.2%	77.8%	144	112

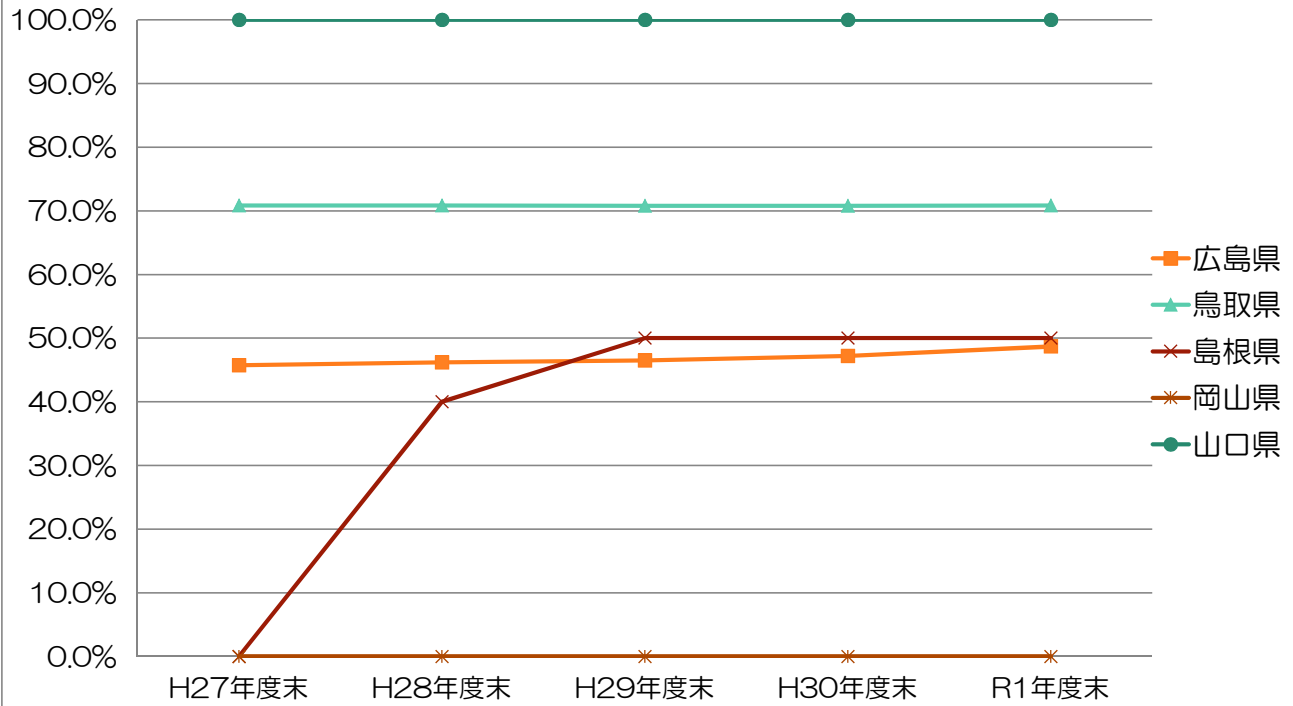
*旅客船ターミナルについては、ターミナル建物内にブロックが整備されていても、棧橋までの間が整備されていないものは含まない。(H23年度～)

〔障害者用トイレの設置〕

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準 (障害者用トイレの 設置)に適合し ている旅客施設 数
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
鉄軌道駅							
広島県	42.1%	44.6%	44.4%	46.2%	39.0%	59	23
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	3	2
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	70.0%	83.3%	58.8%	72.7%	56.0%	25	14
山口県	56.3%	60.0%	66.7%	66.7%	68.8%	16	11
小計	53.1%	57.4%	53.8%	58.5%	49.5%	105	52
バスターミナル							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
旅客船ターミナル							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3	3
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3	3
合計	54.5%	58.8%	57.3%	59.8%	51.4%	109	56

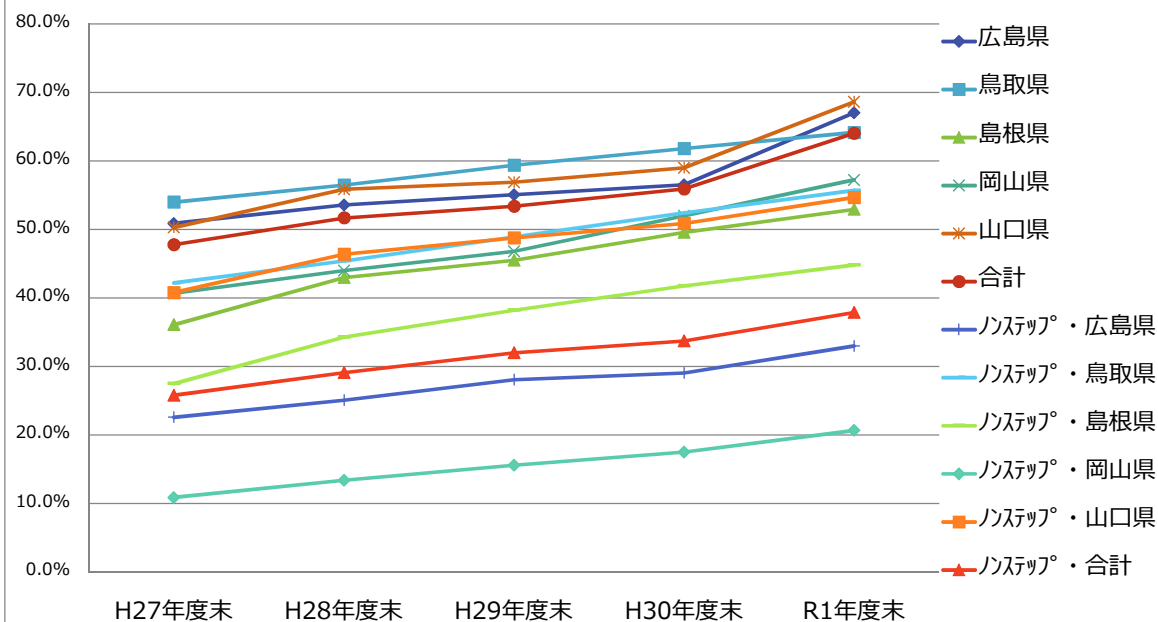
*総施設数については、トイレを設置していない施設を除く。

鉄道・軌道車両のバリアフリー化率（中国5県）



	全体に対する割合					総車両数	移動円滑化基準適合車両数
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
鉄軌道車両（※JR西日本の車両は相互乗り入れのため含まず。）							
広島県	45.7%	46.2%	46.5%	47.2%	48.7%	456	222
鳥取県	70.8%	70.8%	70.8%	70.8%	70.8%	48	34
島根県	0.0%	40.0%	50.0%	50.0%	50.0%	20	10
岡山県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48	0
山口県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	5	5
合計	42.8%	44.7%	45.4%	45.8%	47.0%	577	271

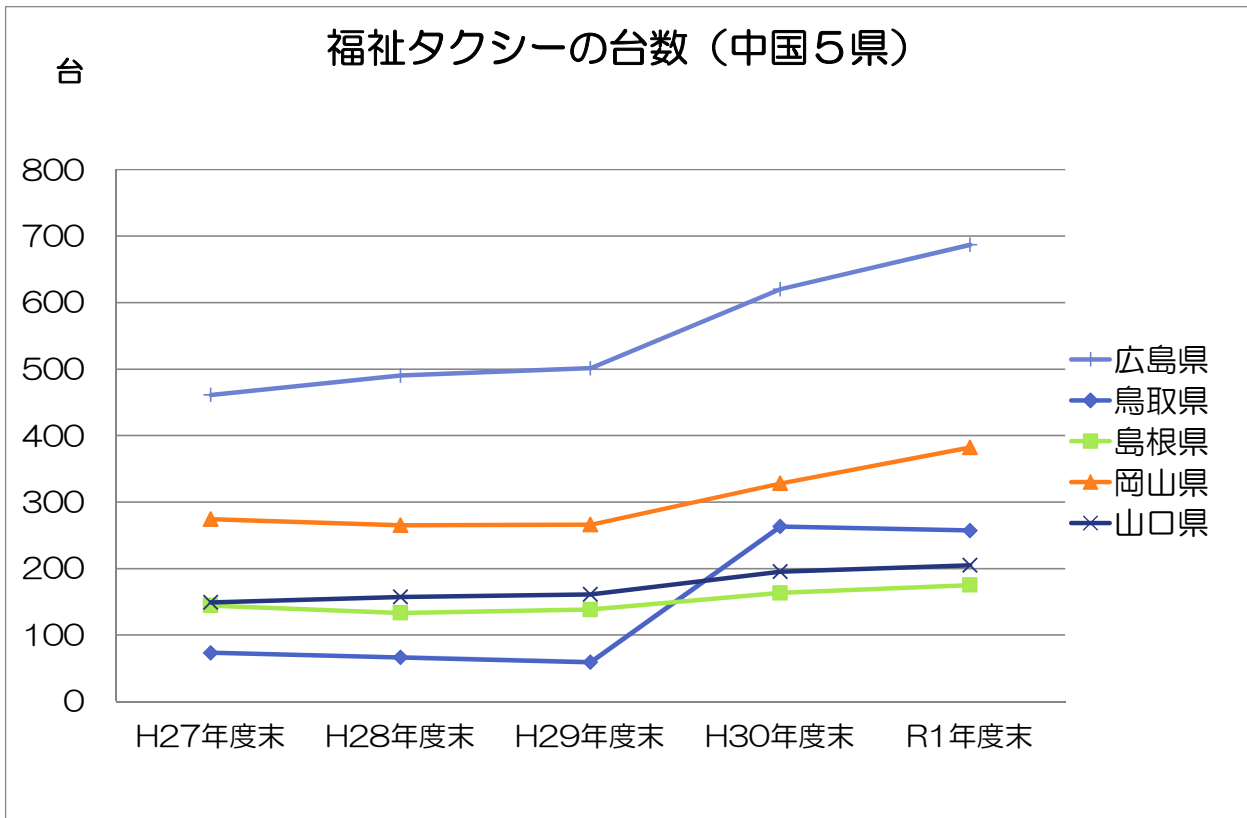
バスのバリアフリー化率（中国5県）



	全体に対する割合					総車両数	移動円滑化基準適合車両数
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
低床バス							
広島県	50.9%	53.6%	55.1%	56.5%	67.1%	1,727	1,158
鳥取県	54.0%	56.5%	59.4%	61.8%	64.2%	307	197
島根県	36.1%	43.0%	45.5%	49.6%	52.9%	357	189
岡山県	40.7%	44.0%	46.8%	52.0%	57.3%	648	371
山口県	50.3%	55.9%	56.9%	59.0%	68.6%	695	477
合計	47.8%	51.7%	53.4%	56.0%	64.1%	3,734	2,392
うちノステップバス							
広島県	22.6%	25.1%	28.1%	29.1%	33.0%	1,727	570
鳥取県	42.2%	45.4%	48.9%	52.4%	55.7%	307	171
島根県	27.5%	34.3%	38.2%	41.8%	44.8%	357	160
岡山県	10.9%	13.4%	15.6%	17.5%	20.7%	648	134
山口県	40.8%	46.4%	48.8%	50.9%	54.7%	695	380
合計	25.8%	29.1%	32.0%	33.8%	37.9%	3,734	1,415

※国土交通省は、平成25年度から、ノステップバス導入率を対象車両数（総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数）に対する比率で公表している。

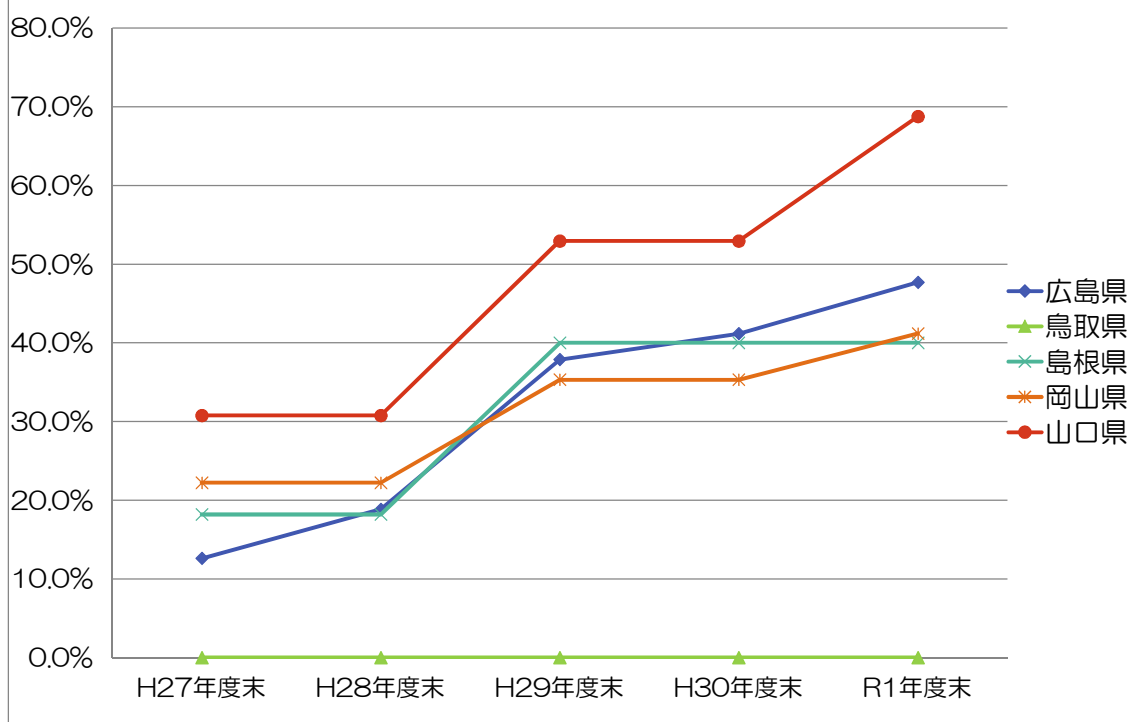
	H28年度末		H29年度末		H30年度末		R1年度末	
	対象車両数	導入比率	対象車両数	導入比率	対象車両数	導入比率	対象車両数	導入比率
広島県	1,447	33.9%	1,472	37.8%	1,458	38.8%	1,391	41.0%
鳥取県	210	68.1%	211	72.5%	211	76.8%	211	81.0%
島根県	283	43.1%	275	50.2%	244	61.5%	243	65.8%
岡山県	492	18.9%	496	20.8%	505	24.2%	488	27.5%
山口県	401	79.8%	440	78.4%	420	83.3%	496	76.6%



※タクシーの目標値は、「適合車両数」の総数のみのため、「全体に対する割合」は省略。

	移動円滑化基準適合車両数					前年度比
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	
福祉タクシー						
広島県	461	490	501	620	687	111%
鳥取県	73	66	59	263	257	98%
島根県	144	133	138	163	175	107%
岡山県	274	265	266	328	382	116%
山口県	149	157	161	195	205	105%
合計	1,101	1,111	1,125	1,569	1,706	109%

船舶（旅客船）のバリアフリー化率（中国5県）



	全体に対する割合					総隻数	移動円滑化基準適隻数
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末		
旅客船(定期航路)							R1年度末
広島県	12.6%	18.9%	37.9%	41.2%	47.7%	65	31
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-
島根県	18.2%	18.2%	40.0%	40.0%	40.0%	10	4
岡山県	22.2%	22.2%	35.3%	35.3%	41.2%	17	7
山口県	30.8%	30.8%	52.9%	52.9%	68.8%	16	11
合計	16.8%	20.7%	40.0%	42.0%	49.1%	108	53

※平成29年度より一部でも基準適用除外の認定を受けた船舶については総隻数から除外

※各県別の考え方は、航路の起点により整理。なお、起点が管轄する運輸局等でない他県等の場合は、本社所在地の管轄する運輸局等で整理。

(参考)

	R1年度末		
	全体に対する割合	総隻数	移動円滑化基準適隻数
旅客船(不定期)			
合計	33.3%	6	2

2. 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想

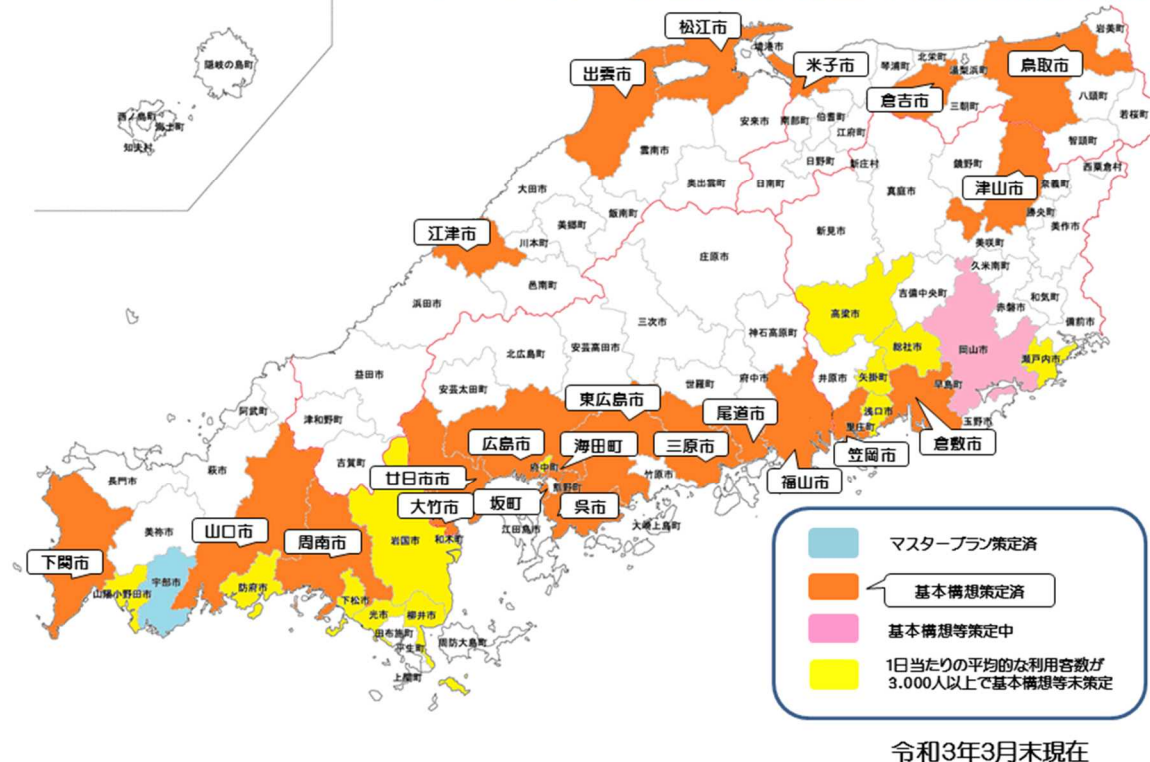
移動等円滑化促進方針（マスタープラン）とは

移動等円滑化促進地区（高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体的な事業計画である基本構想の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

基本構想の作成に当たっての課題として、具体的な事業に関する調整が難航すること等が挙げられており、改正バリアフリー法において、具体的な事業化を待たずに基本構想の前段として、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度を創設しました。

中国地方では、山口県宇部市が、マスタープランを策定しました。

中国地方の マスタープラン・移動円滑化基本構想策定状況



移動等円滑化基本構想とは

「重点整備地区」において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する整備計画・方針のことです。

*重点整備地区とは

高齢者・障害者等が利用する施設（例：駅・ターミナル・病院・商業施設・市役所等公共施設）が集まった地区のことです。

3. バリアフリー教室の開催

高齢の方や障がいのある方は、公共交通機関を利用する際に利用しづらく感じる場合があります。こうした場面に直面した際に、誰もが自然に快くサポートできる『心のバリアフリー』社会を目指して、各地で「バリアフリー教室を開催しています。

講座や模擬体験を通して、知的障害・発達障害・精神障害などの理解を促すとともに、一人ひとりの違いや多様性を受け入れることの大切さを伝えていきます。

開催内容

車いす・視覚障害者・高齢者の模擬介助体験、障害当事者の講演、当事者を交えたフリートーキングなど。

県	日時	場所	参加者
岡山	令和2年11月30日	真庭市立八束小学校 真庭市立川上小学校	小学4～6年生 67名 小学6年生 18名
	令和2年10月15日	倉敷市役所	おもてなしマイスター
山口	令和2年10月8日	小鯖小学校	小学2年生 26名



4. バス・電車の乗り方や交通安全教室等の開催

高齢化が進行する現在、公共交通機関は地域における移動手段としてますます大切な役割を担うようになってきています。そんな中で、誰もが安全に安心して公共交通を利用できることを目標に「バス・電車の乗り方教室」を開催しています。

特に交通弱者である小学生や高齢者を対象とした教室に力を入れています。

令和2年度についてはコロナの影響で中止となりました。

【参考】開催実績(令和元年度)

乗降車体験・車内マナー・運賃学習・ICカード使用体験・交通安全・環境学習など

県	日時	場所	参加者
広島	令和元年10月20日	広島運輸支局	イベント来場者
鳥取	令和元年10月20日ほか	智頭駅前周辺ほか	イベント来場者
岡山	令和元年5月8日ほか	就実小学校ほか	小学生・園児
山口	令和元年5月9日ほか	山口大学附属小学校 ほか	小学生等



5. 中国運輸局環境保全及び交通バリアフリー等関係表彰

中国運輸局では、管内における環境保全又は交通バリアフリー等の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、優れた取り組みについて広く普及・奨励することを目的として平成19年度から「中国運輸局環境保全及び交通バリアフリー等関係表彰」を行っています。

令和2年度の表彰は、12月17日（木）ホテルメルパルク広島にて執り行いました。

今年度は「環境保全部門」として以下の6団体、「交通バリアフリー部門」として以下の2団体を表彰しました。中国運輸局では、引き続き運輸部門における二酸化炭素排出量削減に向けてのモーダルシフトの推進や、高齢者、障害者等の移動及び施設の利便性・安全性の向上を図るため、関係者と連携協力しつつ、環境保全及びバリアフリー化の促進に取り組んで参ります。

環境保全部門

事業者名(団体名)	福山通運株式会社
功績の概要	平成29年より全国初となる車両全長25mのダブル連結トラックを開発・導入し、運行地域を拡大するとともにトラック輸送から鉄道コンテナ輸送へのモーダルシフト等により輸送の効率化を図り、低公害車の導入も積極的に進め、二酸化炭素削減に尽力するなど環境保全に貢献した。
事業者名(団体名)	アサヒタクシー株式会社
功績の概要	二酸化炭素排出量の少ない新しい交通手段として国が促進しているグリーンスローモビリティ(以下「グリスロ」)を全国で初めてタクシーに導入し、福山市鞆の浦におけるパーク&グリスロや福山城周辺での運行により、グリスロ普及に大きく貢献することで環境保全及び公共交通の利用促進に貢献した。
事業者名(団体名)	一般社団法人日本自動車連盟中国本部
功績の概要	一般ドライバーを対象とした実技型エコドライブ講習会「エコトレーニング」を2007年からの長きにわたり中国地方各県において開催し環境保全に貢献した。
事業者名(団体名)	向島ドック株式会社
功績の概要	内航海運事業者として、いずれも日本初となる電気推進コンテナ船やリチウムイオン電池搭載ハイブリッド貨物船といった環境に優れた船舶を導入することにより、省エネ推進、二酸化炭素・黒煙の排出量削減により環境改善に取り組み、乗組員の労務負担低減や振動・騒音等船内環境を併せて改善した。

事業者名(団体名)	株式会社三和ドック
功績の概要	船舶からの有害なバラスト水の排出による生態系破壊等を防止するため、最新の3D設計技術等を用いて多数の既存船舶に「有害水バラスト処理装置」の搭載工事を実施し、これにより海洋環境の保全に貢献した。
事業者名(団体名)	サノヤス造船株式会社水島造船所
功績の概要	主力であるパナマックスバルカーにおいて船型の改良を重ね「サノヤスパナマックス」という同社の省エネ船型において、燃費性能を20%改善し、2013年1月1日以降に建造契約が結ばれる船舶に要求されるEEDI(エネルギー効率設計指標。1トン1マイルあたりに排出する二酸化炭素グラム数)規制値に対し20%削減というトップ水準を達成している船舶を継続して建造し、これにより海洋環境の保全に貢献した。

交通バリアフリー部門

事業者名(団体名)	広島電鉄株式会社
功績の概要	平成28年に障害者差別解消法が施行されて以来、広島県が実施している「あいサポート運動」に企業として参加し、以来、障害者の特性や障害者への配慮の仕方等についての社内教育を計画的に実施しており、「心のバリアフリー」の推進を積極的に取り組んでいる。
事業者名(団体名)	株式会社大谷山荘
功績の概要	杖歩行・車椅子で温泉を楽しめる旅館施設として、法で定められている建築の際に必要なバリアフリー対応客室の約4倍の客室を設置している。また、高齢者・障害者に対する接客研修を計画的に実施しており、ハード・ソフト両面の移動等円滑化推進の活動に取り組んでいる。

表彰式の様子



地方自治体などと連携して取り組んでいます

1. 島根県と広島県で「バリアフリー等地域連絡会議」を開催

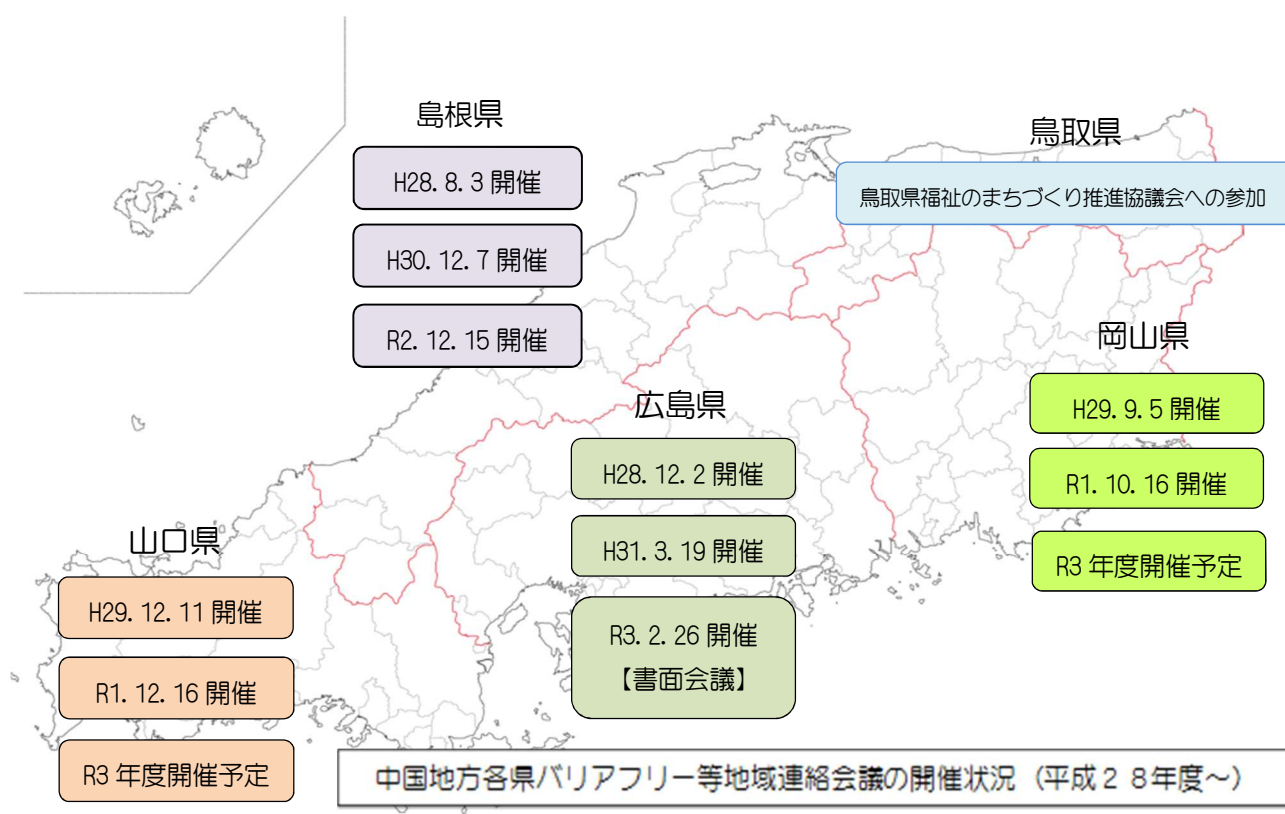
県単位のバリアフリー等地域連絡会議は、平成22年度の島根県会議を皮切りに、岡山県、山口県、広島県（鳥取県については鳥取県福祉のまちづくり推進協議会に鳥取運輸支局が参加）と立ち上げ、令和2年度は、島根県と広島県において開催しました。それぞれの会議では、構成員からのバリアフリーに関する取組状況の紹介と各県のバリアフリープロモーターの承認、意見交換が行われました。

ただし、広島県の会議はコロナの影響で、書面開催となりました。

島根県での会議の様子



会議で出された様々な意見については、構成員の共通認識として共有され、各施設設置者等の今後の参考R3年度となるものとなりました。今後も、順次各県において開催していきます。



2. バリアフリープロモーターの紹介

【バリアフリープロモーターとは】

バリアフリーに関する有識者、専門家、先進的な取組を実施している自治体関係者、基本構想の作成やボランティア活動等において熱心な活動をされている方、障害者スポーツ関係者等、各分野の人材を各県のバリアフリー会議構成員からの推薦によりバリアフリープロモーターとして選任し、プロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、中国運輸局の行うバリアフリー施策において活動していただく人材の確保を目的とし、以下の役割を担っていただいています。

【役割】

- ① 自治体に対する移動等円滑化促進方針及び基本構想の新規作成や更新を促進するための活動
- ② 移動等円滑化促進方針及び基本構想策定支援セミナーの参画
- ③ バリアフリーマップの作成を促進するための活動
- ④ バリアフリー教室の講師
- ⑤ バリアフリー施策の推進や各種課題に対する相談への協力

広島県

3名

さきはら よしあき
笹原 義昭 氏

【所属】あさきた相談支援センターウイング/センター長

【主なバリアフリー活動等】

*社会福祉協議会のボランティア講座入門講座講師

*共同作業所 喫茶ウイング開設。「ウイング劇団」の演劇。地域貢献活動展開。

もり かつとし
森 勝利 氏

【所属】特定非営利活動法人 呉サポートセンターくれシェンド/理事

【主なバリアフリー活動等】

*呉市移動円滑化基本構想検討委員会/委員（平成13年）

*観光バリアフリーの推進、呉バリアフリーツアーセンター開設・運営（平成22年～）

いのうえ かずなり
井上 一成 氏

【所属】社会福祉法人もみじ福祉会/理事長

【主なバリアフリー活動等】

*共同作業所の運営と障害者施設の向上に関する取組。

*知的・精神障害理解の啓蒙活動（作業所開放、講演等）。

*障害者スポーツの運営・振興。

島根県

2名

たなか りゅういち
田中 隆一 氏

【所属】特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい/代表理事

【主なバリアフリー活動等】

*観光バリアフリー推進、バリアフリーマップ作成、情報提供。

*バリアフリー映画や演劇の上演支援・講演活動、障害者向け機器・サービスの開発。

みわ としはる
三輪 利春 氏

【所属】特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい/非常勤理事

【主なバリアフリー活動等】

*盲導犬の理解を深めるための講演活動。

*観光バリアフリーの推進・バリアフリー情報の提供、バリアフリー映画や演劇の上演支援。

*障害者パソコン講習会、障害者向け機器・サービスの開発・立体触覚地図の研究。

岡山県

4名

ふじた つとむ
藤田 勉 氏

【所属】公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会／会長

【主なバリアフリー活動等】

*身体障害者福祉推進等の活動や障害者団体の運営指導

*岡山県障害者計画の策定や障害者施設の推進に参画し、地域福祉の向上に尽力

かたおか みさこ
片岡 美佐子 氏

【所属】社会福祉法人岡山県視覚障害者協会／会長

【主なバリアフリー活動等】

*倉敷市バリアフリー市民会議コーディネーター、倉敷市美観地区バリアフリー推進会議委員として街の点検やソフト対策、身体障害者の相談員として活動。

はら はるみ
原 晴美 氏

【所属】特定非営利活動法人岡山県精神障害者家族会連合会／理事

つばめの会／会長

【主なバリアフリー活動等】

*精神障害者に対するJR運賃の割引制度の署名活動や陳情など、障害者の方の生活の質の向上に関わる活動および障害者の方が使える制度の周知などを多年にわたり行っている。

まき かずよし
牧 和義 氏

【所属】社会福祉法人岡山県視覚障害者協会／理事

【主なバリアフリー活動等】

*視覚に障害のある方の歩行環境に係る要望や設備等の助言の他、福祉サービス利用に係る調整等の活動。

山口県

4名

みやたけ みえこ
宮竹 美絵子 氏

【所属】ユニバーサルデザインオフィス“Luana”

【主なバリアフリー活動等】

*ユニバーサルデザインに関する講演

*バリアフリーリフォームプランニング、多目的トイレ設計

*山口県ユニバーサル推進協議会委員・山口福祉のまちづくり条例設計マニュアル改訂委員など。

あきやま ちかゆき
秋山 史之 氏

【所属】一般社団法人山口県身体障害者団体連合会／事務局長

【主なバリアフリー活動等】

*「人にやさしい街かど整備事業（山口県）」の実務を担当。

*銀行職員への障害者に対する接遇研修講師、施設の新築時の点検・検証・改善提案など。

くほた たかし
窪田 高志 氏

【所属】山口コ・メディカル学院／作業療法士

【主なバリアフリー活動等】

*補助犬使用者（特に介護犬）の社会参加推進

*日本身体障害者補助犬学会などの会員として研修や学会に参加し、関係者・団体と交流。

かじの はるひこ
梶野 晴彦 氏

【所属】一般財団法人山口県手をつなぐ育成会

【主なバリアフリー活動等】

*県内で開催されるバリアフリーに関する会議や研修等に参加し、暮らしやすいまち、障害のあるなしに関わらず、住みやすいまちを目指して活動を続けている

3. 障害者差別解消法の改正について

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる法改正が行われました。

施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日



改正概要

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

(2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

(3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」参照

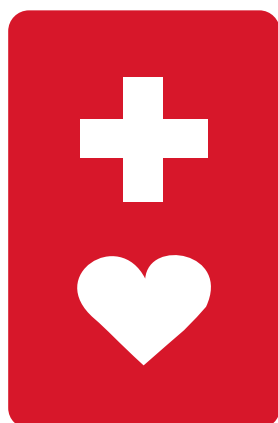
(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

コラム



ヘルプマーク

をご存じですか？



最近、電車やバス等で、良く目にする左のマークですが、皆様はどんなことを意味するマークかご存じでしょうか？

このマークは「ヘルプマーク」といいます。

義足や人工関節を使用されている方、内部障害や難病の方、精神障害、知的障害又は、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、周囲の方からの援助や配慮を得やすくするため、東京都が作成したものです。（著作権は東京都に帰属し、商標登録されています。）

広島県では、障害のある方を支える「あいサポート運動」の取り組みとして、平成29年9月から「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の無償配布を開始し、普及促進に取り組んでいます。

「ヘルプカード」は、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに提示し、援助や配慮をお願いしやすくするカードです。東京都が作成した、「ヘルプカード」の東京都標準様式を参考として、名刺大・折りたたみ式の広島県版の「ヘルプカード」を作成しました。

表面	裏面																																				
<p>このカードの中に お願いしたいことがあります。 中を開いてみてください。</p>	<table border="1"><tr><td>氏名</td><td colspan="3">(男・女)</td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>血液型 (型)</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td>- - -</td><td>助 十 -</td><td></td></tr><tr><td>緊急連絡先</td><td>- - -</td><td></td><td></td></tr><tr><td>障害名・病名等</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>かかりつけ医療機関</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>取</td><td>- - -</td><td>(主治医)</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">理解・援助・配慮等をお願いしたいこと</td></tr></table>	氏名	(男・女)			住所				生年月日	年 月 日	血液型 (型)		連絡先	- - -	助 十 -		緊急連絡先	- - -			障害名・病名等				かかりつけ医療機関				取	- - -	(主治医)		理解・援助・配慮等をお願いしたいこと			
氏名	(男・女)																																				
住所																																					
生年月日	年 月 日	血液型 (型)																																			
連絡先	- - -	助 十 -																																			
緊急連絡先	- - -																																				
障害名・病名等																																					
かかりつけ医療機関																																					
取	- - -	(主治医)																																			
理解・援助・配慮等をお願いしたいこと																																					
<p>あなたの支援が必要です。 ヘルプカード</p> <p>広島県</p>																																					

▲ヘルプカード

《「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の広島県での配布方法》

- ご希望の方に無償で配布します。
- 身分証の提示、申請書などは不要です。
- 配布はおひとりにつき1枚です。
- ご家族や支援者等の代理による受取も可能です。
- 県内にお住まいの方に限ります。
- 窓口への来所が困難な方には郵送します。

(住所と名前を記入した返信用封筒と切手120円を同封して、郵送してください。)

《広島県内の配布場所》

- 広島県健康福祉局障害者支援課
- 広島県地方機関
(各厚生環境事務所, 総合精神保健福祉センター, 身体障害者更生相談所)
- 各市町の障害福祉課等

私たちも「ヘルプマーク」をつけている方を電車やバス等で見かけたら、席を譲ったり、駅や商業施設等では、困っている人がいたら声を掛けるなどの配慮をすることを心掛けましょう。

また、昨今は大きな災害が多くなっています。災害時に「ヘルプマーク」をつけている方を見かけたら、安全に避難するための支援をしましょう。

誰もが安全・安心で住みやすい社会を造るためには、皆様の**思いやりのある行動**が大切ですよね。



▲カバンなどにつけて使用できます

ヘルプマークをみかけたら・・・

電車・バス等で、
席を譲るなどの配慮をお願いします。

駅や商業施設等で、
声をかけるなどの配慮をお願いします。

災害時は、安全に避難する
ための支援をお願いします。



◆ 交通関連の行政相談窓口はこちらです ◆

皆さまからのご意見やご質問、ご感想等をお待ちしております。お気軽にご連絡ください。

組 織 名	窓 口	連 絡 先
中国運輸局	バリアフリー推進課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 4 9 9 (直通)
広島運輸支局	総務企画担当	0 8 2 - 2 3 3 - 9 1 6 6 (自動音声案内・「3」)
福山自動車検査登録事務所	登録・検査・整備担当	0 8 4 9 - 3 4 - 1 3 3 4
尾道海事事務所	監理担当	0 8 4 8 - 2 3 - 5 2 3 5
因島海事事務所	監理担当	0 8 4 5 - 2 2 - 2 2 9 8
呉海事事務所	監理・運航・船員担当	0 8 2 3 - 2 2 - 2 5 2 0
鳥取運輸支局	総務企画担当	0 8 5 7 - 2 2 - 4 1 5 4 (自動音声案内・「3」)
鳥取運輸支局 (境庁舎)	海事担当	0 8 5 9 - 4 2 - 2 1 6 9
島根運輸支局	総務企画担当	0 8 5 2 - 3 8 - 8 1 1 1 (自動音声案内・「1」)
岡山運輸支局	総務企画担当	0 8 6 - 2 8 6 - 8 1 2 1 (自動音声案内・「44」)
岡山運輸支局 (玉野庁舎)	運航・船員担当	0 8 6 3 - 3 1 - 4 2 6 6
水島海事事務所	監理・業務担当	0 8 6 - 4 4 4 - 7 7 5 0
山口運輸支局	総務企画担当	0 8 3 - 9 2 2 - 5 3 3 5 (自動音声案内・「4」)
山口運輸支局 (徳山庁舎)	運航・船舶担当	0 8 3 4 - 2 1 - 0 1 8 0

中国運輸局ホームページの「**ご意見箱**」でも受け付けております。

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>



公共交通利用者利便の向上、バリアフリー化の推進

国土交通省

中国運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館

TEL：082-228-3499

中国運輸局ホームページ：<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>

